

離婚届

令和元年5月7日届出

東京都千代田区長殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
窃盗調査	戸籍記載	記載調査	異変票	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 ニセタ 三郎 戸籍太郎	妻 ニセタ 花子 戸籍花子
生年月日	昭和54年1月1日	昭和55年2月3日
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目 / 番地 / 号	東京都杉並区高円寺北 1丁目 / 番地 / 号
(住民登録をして いるところ)	世帯主 の氏名 戸籍太郎	世帯主 の氏名 戸籍花子
(2) 本籍	東京都千代田区九段南1丁目 / 番地 / 番	東京都千代田区丸の内1丁目 / 番地 / 番
(外国人のときは 国籍だけを書いてください)	妻頭者 の氏名 戸籍花子	
父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 民事一郎 続き柄 母 民事一子 長男	妻の父 戸籍太郎 続き柄 母 戸籍葉子 長女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(4) 婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の名	夫が親権 を行う子 戸籍洋	妻が親権 を行う子
(6) 同居の期間	平成19年1月から	平成31年4月まで
(7) 同居する前の住	(同居を始めたとき)	(別居したとき)
(8) 別居する前の住	東京都千代田区霞が関1丁目 / 番地 / 号	
(9) 世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人 署名押印	夫 戸籍太郎 印	妻 戸籍花子 印
事件簿番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください(市区町村役場が相当と認めるときは、1通で足りることもあります。)。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。
 そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき一調停調書の原本
 審判離婚のとき一審判書の原本と確定証明書
 和解離婚のとき一和解調書の原本
 認諾離婚のとき一認諾調書の原本
 判決離婚のとき一判決書の原本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 押印	甲山 健二 印	乙川 竹子 印
生年月日	昭和25年6月17日	昭和23年8月30日
住所	東京都杉並区新 1丁目 / 番地 / 号	東京都渋谷区宇田川町 1番地 / 番 / 号
本籍	東京都杉並区萩窪 1丁目 / 番地 / 番	東京都千代田区永田町 1丁目 / 番地 / 番

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。

面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、組織的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
まだ決めていない。

養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/MIND/minji07_00194.html)にも掲載されています。

※子を父の戸籍に入籍させるには、家庭裁判所の許可を得た上で入籍届を提出する必要があります。